

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成30年10月22日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂あすなろ第1地区建築協定

2 申請者の氏名

大石 貴昭

3 建築協定区域

京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目10番地の1から10番地の19まで、11番地の2から11番地の12まで、12番地の1から12番地の8まで、13番地の1から13番地の18まで、14番地の1から14番地の9まで、14番地の11から14番地の15まで、15番地の1から15番地の10まで、16番地の1から16番地の5まで、17番地の1から17番地の7まで、18番地の1から18番地の13まで、19番地の1及び19番地の3から19番地の8まで

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区御陵峰ヶ堂町一丁目11番地の1、14番地の10、15番地の11及び19番地の2

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

20年間（10年間+自動更新10年間）

7 認可年月日及び番号

平成30年10月22日付け第13-004号

8 縦覧期間

平成30年10月22日から建築協定書第22条に規定する有効期間満了日又は、法第76条の規定に基づく建築協定の廃止認可公告日までの、京都市の休日をも定める条例

第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)